

## セグロウリミバエの緊急防除に関する省令

令和七年三月十四日  
農林水産省令第九号

### 沿革

令和七年十二月二日 農林水産省令第五十三号〔第一次改正〕

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令を次のように定める。

#### （趣旨）

第一条 この省令は、セグロウリミバエの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

#### （防除区域）

第二条 セグロウリミバエの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、植物防疫法（以下「法」という。）第十七条第二項第一号に基づき農林水産大臣が告示する区域とする。

#### （移動の制限）

第三条 防除区域内に存在するうり科植物、いんげんまめ、うどんげのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものとけい、サボジラ、シフォノドン・セラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・ヌクスウォミカ、ストリクノス・ルピコラ、すもも、テトラステイグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルpus・アンテルミンティカ、パパイヤ、ぱらみつ、ばんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツス、ファグラエア・ケイラニカ、フィクス・ティンクトリア、ふともも、ペピーノ、まれいふともも、ミクソピルム・スマラキフォリウム及びやえやまあおきの生果実及び花並びにこれらの容器包装（以下「移動制限果実等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認めたものでなければ、防除区域外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合又は植物防疫官（法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が地方公共団体の長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該地方公共団体の長が指定する職員）が調査を行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の検査を受けようとする者は、移動制限果実等の移動の一か月前までに植物防疫官に別記様式第一号による検査申請書を提出しなければならない。
- 3 第一項の検査の結果、当該移動制限果実等にセグロウリミバエが付着しているおそれがないと認めたときは、植物防疫官は、当該申請者に対し、別記様式第二号による検査合格証明書を交付するものとする。

(移動の許可)

第四条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第三号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、セグロウリミバエの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限果実等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第四号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限果実等に添付して移動させなければならない。

(消毒又は廃棄の措置)

第五条 防除区域内に存在する移動制限果実等のうち、セグロウリミバエが付着し、又は付着しているおそれがある移動制限果実等を所有し、又は管理する者であつて、これらを消毒し、又は廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が地方公共団体の長に対し消毒又は廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は当該地方公共団体の長の指定する職員）の指示に従い、これを消毒し、又は廃棄しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月十四日から施行する。

(この省令の失効)

第二条 この省令は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別記様式第一号（第三条第二項関係）

移動制限果実等移動検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所

氏 名

年 月 日

・・・・植物防疫所（・・・・・・支所又は出張所）植物防疫官 殿

移動予定年月日				
移動前の管理場所				
移動後の利用場所				
荷送人の住所及び 氏名				
荷受人の住所及び 氏名				
容器包装の種類				
植 物 の 種 類	梱 数	数 量	産 地	備 考
		kg		

別記様式第二号（第三条第三項関係）

第 号

移動制限果実等検査合格証明書

年 月 日

・・・・・植物防疫所（・・・・・支所又は出張所）  
植物防疫官 氏名

下記の・・・・・は、「セグロウリミバエの緊急防除に関する省令」第三条第一項の検査に合格したことを証明する。

植物の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

検査年月日

別記様式第三号（第四条第一項関係）

移動制限果実等移動許可申請書

下記のとおり移動したいので許可願いたく・・・・・・植物防疫所を経由して申請します。

住 所

職 業

氏 名

年 月 日

農林水産大臣 殿

植物等の普通名称及び学名	
梱 数 及 び 数 量	
産 地	
容 器 包 装 の 種 類	
移 動 の 方 法	
移 動 の 目 的	
移 動 予 定 年 月 日	
荷送人の住所・氏名・職業	
荷受人の住所・氏名・職業	
移動後の管理の場所その他の管理方法	
移 動 後 の 管 理 責 任 者	
利用期間及び利用後の処理方法	
その他参考となるべき事項	

別記様式第四号（第四条第二項関係）

第 号  
年 月 日

移動制限果実等移動許可証明書

農林水産大臣

下記・・・・・・は、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（令和 年農林水産省令第 号）第3条ただし書の許可を得たものであることを証明する。

普通名称及び学名

梱数及び数量

产地

容器包装の種類

許可申請者の住所及び氏名

荷送人の住所及び氏名